

堺市子ども・子育て支援事業計画 中間見直しについて

1 中間見直しの位置づけ

子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」については、国の示す指針により、量の見込みが実績と大きくかい離している場合には、計画期間の中間年を目安に、必要に応じて実態を踏まえた計画の見直しを行うこととされています。

堺市子ども・子育て支援事業計画

計画期間 5年間 平成 27 年度～平成 31 年度 （中間年：平成 29 年度）

【参考】

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号） 抜粋

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が（中略）認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。（中略）なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

2 堺市子ども・子育て支援事業計画の見直しの対象について

(1) 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の見直し（第4章）

対象	見直しが必要な場合
教育・保育施設の量の見込み・確保方策 第4章2(3) P34～43	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成 28 年 4 月 1 日時点の支給認定ごとの子どもの実績値が計画における量のみ込みと 10%以上かい離する場合 ▶ 10%以上のかい離がない場合でも <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合 ・既に市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合 ※詳細は別途説明
地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 第4章3 P44～54	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業の実施状況や利用状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

※内閣府「中間年見直しのための考え方（作業の手引き）」に準拠

(2) 推進事業の見直し（第5章）

① 「子どもの貧困対策の推進」の追加

堺市子ども・子育て支援事業計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策計画」としての位置づけも持っていましたが、昨今の子どもの貧困をとりまく課題背景を踏まえ、現在実施している多岐にわたる関連事業をあらためて整理し、他の推進事業とともに事業検証・進捗管理を実施していくものです。

「資料1-2 施策の体系図（見直し案）」

「資料3-1 推進事業一覧」

② 各推進事業の目標事業量の見直し

各事業の実施状況や利用状況を踏まえ、必要に応じて平成31年度目標事業量の見直しを行います。

「資料3-1 推進事業一覧」

3 見直しスケジュール

平成29年	8月9日 (今回開催)	○中間見直しの位置づけ等 ○「教育・保育」の見直しの方向性 ○推進事業の見直し ・「子どもの貧困対策の推進」の追加 ・各推進事業の目標事業量の見直し
	9月～12月 (3回程度開催)	○「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の中間見直し素案について議論
平成30年	1月	パブリックコメント
	2月～3月	中間見直しの確定

※平成30年度からは、次期計画（平成32年度～平成36年度）の策定作業に入ります。